(1)平成 21 年 6 月 10 日

て 社協だより

URL http://www.edogawa-shakyo.jp/

第 113 号

発行/社会福祉法人 江戸川区社会福祉協議会 〒132-0031

江戸川区松島1-38-1 グリーンパレス 1階 電話(5662)5557



失業により生活にお困りの方、ご相談ください 0120-874-505

離職者世帯への支援策として、当協議会で相談できる事業を紹介します。

就職活動中の生活資金 離職者支援資金~

失業により生計の維持が困難な世帯に、再就職まで の間の資金を貸し付け、世帯の自立を支援します。貸 付限度額は月25万円(単身者は月10万円)、期間12ヶ 月まで、利息は無利子。連帯保証人必要。雇用保険受 給資格のある方は待機期間を含め受給終了するまで申 込みできません。まずはお問合せください。

Tel (5662)5557 江戸川区社会福祉協議会

技術や技能を身につけたい ~就職チャレンジ支援事業

受講料無料の職業訓練。希望する科目を3ヶ月受講 して、就職を目指しませんか?月約15万円の受講奨励 金あり。世帯の生計中心者で都内在住1年以上、収入 基準等の対象者要件あり。科目は、IT基礎マスター科、 JavaWeb プログラミング技術科、IT 総合事務科、経 理事務総合科、営業エキスパート科など。



Tel (5662)7638 生活安定応援窓口

中3・高3(20才未満)を対象に 塾費用や大学等の受験料を 無利子で賞付します

さらに、高校・大学等に入学すれば返済免除!

◆学習塾等受講料貸付金 中3 150,000円上限

高3 200,000円上限

◆大学等受験料貸付金

高3 105,000円上限

※ 1 校につき35,000円まで、3 校(学部)分

所得制限、対象者要件あり。連帯保証人必要。 まずはご相談を。1615662-7638 生活安定応援窓口

(平日9~17時 電話予約の上、窓口へお越しください)

あなたの会費が地域の福祉を支えます

贊助会員募

「賛助会員」とは、社協の地域福祉事業を財政的に支え、地域福祉に参 加してくださる方々のことです。個人でも法人、事業所、団体でもご入 会いただけます。会員募集は年間を通して行っていますが、6月~9月 は会員増強期間として、地域の民生・児童委員さんに賛助会員の勧誘を お願いし、特に力を入れております。会費は地域福祉事業の大きな支え となり、熟年者の方、障がい者の方などの事業に使われております。

会費の納入方法

- ①社協窓口への直接納入
- ②郵便振替での納入
- ※振替口座

00110-6-65409

社会福祉法人

江戸川区社会福祉協議会

- (お電話いただければ振込用紙 を郵送いたします)
- ③民生・児童委員を通じて納入 (お電話いただければお近く の方を紹介します)

会員区分と年会費

- ★替助会員 1口500円
- ★特別賛助会員 20口以上10,000円~
- ※個人、会社を問わず、どなたでも 会員になれます。
 - 会員には門標をお渡しします。

(問合せ・申込はこちらまで) 江戸川区松島1-38-1 グリーンパレス1F 江戸川区社会福祉協議会

電話(5662)5557 FAX(3654)2940

心身障がい児(者)親子バスハイク参加者からの

ありがとうメッセー

寄附金を頂いた方へ、たくさんの「ありがとう」 が寄せられています。その中の1枚を紹介します。





地域の中で誰もが普通に暮らせる社会を目指して!



平成21年度 事業計画・予算

予算総額 558.665千円 (特別会計含む)

(平成21年度事業計画・予算は平成21年3月30日開催の評議員会で議決されました)

江戸川区社協のおもな事業

福寿大学の開講

60歳以上の区民を対象にした、 出会いと学びの場として、第49回 目となる福寿大学を9月3日に開 講します。約2ヶ月間で10回の講 座。受講生からは「とても充実し た内容で楽しく受講できた。」と「脳トレーニング講座」



毎年、好評を得ています。是非ご参加ください。8月1日の 広報えどがわで募集記事掲載予定です。

ひとり暮らし熟年者実態調査 及び激励品の贈呈

地域の民生・児童委員さんと連携を図り、区内で70歳以上 のひとり暮らしをしている熟年者の調査を実施し、地域全体 で見守りを行い、激励品を贈っています。

愛の杖の贈呈

60歳以上の区民の方で足腰が弱った方に、 心温まる寄附金を財源に歩行補助用の敬老杖 を差し上げています。

杖は区内14ヶ所で贈呈しています。(社会 福祉協議会、くつろぎの家、区内8ヶ所の健 康サポートセンター、4ヶ所の地域包括支援 センター(泰山、江戸川区医師会、第一ウエル、第二ウエル)



安心生活センター

安心生活サポート事業

判断能力が十分でない方を対象に、ご本人と社会福祉協議 会が契約を結び、日常的な金銭管理や色々な手続きを行うた めの支援をします。

成年後見制度利用相談事業

成年後見制度とは、意思判断能力が低下した方の財産管理 や身上監護を、法的に権限を与えられた代理人(成年後見人 等)が行うしくみです。成年後見人等の選任に必要な家庭裁 判所への申立が円滑に行えるように支援します。

苦情解決相談事業

苦情解決委員が福祉サービスに対する苦情に対して、中立 公正に対応します。

生活福祉資金貸付

所得の少ない世帯・障がい者、要介護者のいる世帯・高齢 者世帯などの経済的な自立と生活の安定を目的に資金の貸付 を行います。

※「緊急小口資金」「離職者支援資金(1面)」「長期生活支 援資金」の貸付相談も行っています。

心身障がい児(者)親子激励バスハイク

心身障がい児(者)親子を対象に した、日帰りバスハイクを実施し ます。

今年は5月に「八景島シーパラダイス」 「国営ひたち海浜公園」茨城県鉾田市の 「メロンの森」に行ってきました。



ハンディキャブの貸出 (ガソリン代のみ負担)

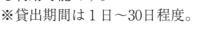
車椅子を使用する方が通院や社会参 加等で外出するときに軽自動車のハン ディキャブを貸出しています。

> 車は写真のスズキワゴンR (3人乗り) とダイハツムーブ(4人乗り)の2台を



車椅子の貸出(無料)

江戸川区在住の方で車椅子が一時的に必 要なとき無料で貸出しを行っています。年 齢は問いません。退院後の療養や通院の往 復、散歩や買物、骨折やけがでの一時利用 や、田舎から高齢の親が出てくる時、など も利用可能です。





地域福祉活動団体への助成

心身障がい者自立のために自助努力している民間の福祉作 業所など、また、児童・女性・熟年者のために活動している 団体に助成金を交付し、活動支援を行っています。

歳末たすけあい運動

町会・自治会等関係団体及び区民の皆様方の善意を得て 「たすけあい運動」を実施し、障がい者や福祉作業所などを 支援しています。

区からの委託事業

- ◆くすのきカルチャーセンター事業運営
- ◆くつろぎの家事業運営